

土壌、水質汚濁 農薬登録保留基準改訂案 中環審



中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会は平成16年8月16日までに土壌残留と水質汚濁に関する農薬登録保留基準改定についての委員会報告案をまとめ、この案について16年9月14日まで意見募集を行うことにしました。

農薬の販売には、農薬取締法に基づく農林水産大臣の登録を受けることが必要ですが、登録するかどうかの判断は10項目の「農薬登録保留基準」に照らして行うこととなっています。また、これらの基準のうち、作物残留、土壌残留、水産動植物への毒性、水質汚濁防止の4項目に関する基準は環境大臣が設定を行っています。

今回の改正案は(1)土壌残留についての農薬登録保留基準のうち、土壌中半減期の基準をPOPs条約の基準にもとづき、現行の1年から180日に短縮する、(2)水質汚濁についての農薬登録保留基準で、濃縮性の高い農薬については人畜への直接影響だけでなく、魚類中で濃縮された農薬が人畜へ与える影響も考慮して基準値設定を行う、といった内容です。

資料 2004年8月16日付 EIC ネット

総務箇所 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

